

別表一

二		一			番号	
二件		三件			請求	傍
二件		三件			発付	
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 【けん銃の所持】		銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【けん銃の加重所持、けん銃実包の所持等】			罪名（罰条）	受令状
携帯電話		携帯電話			通信手段の種類	
四日間	五日間	四日間	七日間	十一日間	実	
一回	三十九回	四十回	三十五回	百六十五回	通話回数	施期間
なし	八十二回	二回	四回	九回	第二号	
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	
なし		二人			逮捕人員数	

番号		傍受令状			
	請求				
	発付				
五 一件 一件	四 二件 二件	三 一件 一件	罪名（罰条） 銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項、第三条第一項、刑法第六十条） 組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第百九十九条、第六十条） 【けん銃の発射、けん銃の加重所持、組織的な殺人】		
麻薬特例法違反（同法第五条第二号、同第四号、第八条第二項、大麻取締法第二十四条の二第二項、同第一項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					
通信手段の種類		携帯電話		携帯電話	
実		十日間		四日間 五日間	
施		回数 十八回		四十回 一百一回	
期		八回		十七回 十九回	
間		なし		なし なし	
逮捕人員数		なし		五人	

番号		傍受令状	実施期間	逮捕人員数										
請求	発付													
一件	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	通信手段の種類	回数	第二十二 条第二項	第一号	第二号	なし						
一件	一件													
二件	二件								携帯電話	十四日	百七十五回	七十回	なし	五人
二件	二件								携帯電話	十四日	百七十五回	七十回	なし	五人
八	一件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	十九日	四百七十八回	百八十五回	一回	七人						
一件	一件													
二件	二件								携帯電話	十四日	百七十五回	七十回	なし	五人
二件	二件								携帯電話	十四日	百七十五回	七十回	なし	五人

九					番号	
五件					請求	傍受令状
五件					発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】					罪名（罰条）	
携帯電話					通信手段の種類	
七日間	間十二日	間十三日	一日間	間二十日	実	
回十百四五	回五十	四六十回	なし	七八五回十百	回数	施期間
二八回十	回十六	九三十回	なし	回十七	第二号	
なし	なし	なし	なし	なし	第三号	
十三人					逮捕人員数	

番号		傍	受 令 状	通信手段 の種類	実		施 期 間			逮捕 人員 数	
二 件	二 件				間 十 日	間 十 六 日	間 十 一 日	通 話 回 数	第二十二 条第二 項		
		請求							発付	第一 号	第三 号
		二 件							二 件	十 日 間	百 五 十 回
十一	二 件	二 件	麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八 条第二項、覚せい剤取締法第四十一条 の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚せい剤等の譲渡】	携帯電話	間 十 六 日	間 十 一 日	百 五 十 回	百 五 十 回	十 二 回	十 二 回	一 人

（注一） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

（注二） 番号一及び三の「銃砲刀剣類所持等取締法」については、平成十九年法律第二百十号による改正前のものである。